平成２８年（フ）第６１５号
神奈川県小田原市栄町３丁目10番31号　栄町マンション４Ｄ
債務者　塩野　千里
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６２８号
神奈川県小田原市堀之内88番地の４　プチコーポ201
債務者　林田　末晴
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１９８号
青森市里見１丁目４番18号
債務者　一戸　　恵
1　決定年月日時　平成28年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１９９号
青森市里見１丁目４番18号
債務者　一戸マサ子
1　決定年月日時　平成28年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２０５号
群馬県邑楽郡大泉町朝日２丁目17番１号　大泉寮0102、住民票上の住所青森市千刈３丁目10番１号
債務者　山谷　　忍
1　決定年月日時　平成28年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１７４号
神奈川県横須賀市衣笠栄町３丁目53番地　リューデスハイム衣笠203
債務者　中村　貴子（旧姓高元）
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月26日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１５８２号
名古屋市中川区中島新町４丁目1510番地　さくらマンション中川705号
債務者　梅元久美子
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６５４号
名古屋市天白区原２丁目3508番地の１　サンテラス近藤201
債務者　秋山　龍夫
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６５５号
名古屋市天白区原２丁目3508番地の１　サンテラス近藤201
債務者　秋山　悦子
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６２号
山口県防府市緑町２丁目２番15―105号　市住48棟970号
債務者　中嶋富士男（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１０８号
山口県防府市大字江泊1913番地の２
債務者　中川美知子
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１０号
山口市折本２丁目４番41号
債務者　池田　孝紀
1　決定年月日時　平成28年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４４８号
栃木県宇都宮市下荒針町3343番地10　百音ハイツ102
債務者　鴨志田勇太
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４４９号
岡山市北区御津河内789番地
債務者　小𠮷　美香
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月１日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４５５号
岡山市北区御津下田158番地
債務者　藤井　美子
1　決定年月日時　平成28年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月１日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４５８号
岡山市南区浦安本町100－６公益財団法人慈圭会　地域移行型ホームコスモス307号室、住民票上の住所岡山市南区豊成１丁目１番28－４号
債務者　桐本　直樹
1　決定年月日時　平成28年11月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月24日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部